

# 京都府立医科大学大学院医学研究科修士課程授業科目履修規程

〔平成20年4月1日〕  
京都府立医科大学規程第8号

## (趣旨)

第1条 この規程は、京都府立医科大学大学院学則（平成20年京都府立医科大学規則第2号。以下「学則」という。）第10条の規定に基づき、京都府立医科大学大学院医学研究科修士課程（以下「修士課程」という。）における授業科目、単位数及び履修方法に関し必要な事項を定めるものとする。

## (授業科目の担当教員)

第2条 授業科目の担当教員は、医学研究科担当教授、医学研究科担当准教授、医学研究科担当講師及び医学研究科授業担当を命じられた教員とする。

2 学位論文の作成に対する研究指導をする者は、授業科目の担当教員のうち原則として医学研究科担当教授とする。

## (履修の基本)

第3条 学生は、修士課程に2年以上（優れた研究業績を上げた者については、1年以上）在学し、第5条に定める授業科目について第7条に定める履修方法により30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を完成させ、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

## (履修の方法)

第4条 履修の方法は次のとおりとする。

- (1) 学生は、2年以上（優れた研究業績を上げた者については、1年以上）在学して、専門教育科目の中から講義を7単位以上、専門演習を2単位、セミナー及び特別セミナーを2単位以上の合計11単位以上、共通教育科目を4単位以上、専門関連科目、専門教育科目（専門演習を除く。）及び共通教育科目から3単位以上、特別研究科目を12単位の合計30単位以上を修得し、さらに必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、その論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。
- (2) 学生は、専門教育科目、専門関連科目及び共通教育科目の履修方法については、科目担当教員の指導を、特別研究科目の履修方法については、原則として特別研究科目担当教授による指導を受けなければならない。

## (授業科目及び単位数)

第5条 授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

## (授業の内容)

第6条 授業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 専門教育科目は、医科学及びその関連領域の基礎を習得することを目的とする。
- (2) 専門関連科目は、専門教育科目に関連して、必要となる知識、技術を補完することを目的とする。
- (3) 共通教育科目は、全ての学生に共通して必要となる基礎的、基盤的な知識を習得することを目的とする。
- (4) 特別研究科目は、研究テーマを設定し、専門教育科目、専門関連科目及び共通教育科目で習得した知識、技術を応用し、修士論文作成のための研究を行うことを目的とする。

## (授業の方法等)

第7条 学生が修得すべき単位数、履修単位及び履修年次は、別表2のとおりとする。

## (講義及び演習)

第8条 講義及び演習には、それぞれ次に掲げる場合を含むものとする。

- (1) 講義抄読会、学術集談会、学会等に出席したとき。
- (2) 演習手術見学、剖検見学、現地調査、抄読会における抄読及び学会等における研究発表その他これらに類する行為を行ったとき。

## (単位の計算方法)

第9条 授業科目の単位数は、15時間の講義又は演習をもって1単位とする。

(履修科目の届出)

第10条 学生は、あらかじめ原則として特別研究科目担当教授の指導を受けて、学年始めに、履修しようとする授業科目を医学研究科長に届け出るものとする。

(単位修得の認定)

第11条 履修した授業科目の単位修得の認定は、当該授業科目の担当教員が行い、学年末に医学研究科長に報告するものとする。

(研究指導)

第12条 学生は、修士論文に係る研究及び論文作成等に当たり、原則として特別研究科目担当教授の指導を受けるものとする。

(成績の評価)

第13条 各授業科目の成績の評価は、次により行う。

評 点	評 語	認 定
100点～80点	優	合 格
79点～70点	良	
69点～60点	可	
59点～0点	不可	不 合 格

(研究指導の分担)

第14条 学生は、教育研究上有益と認められるときは、特別研究科目担当教授以外の教授の研究指導を受けることができる。この場合において、原則として特別研究科目担当教授は、当該教授との協議を経て、医学研究科長にその旨を届け出るものとする。

(他の大学院の授業科目の履修等)

第15条 学生は、原則として第1学年の後半以降でなければ、他の大学院の授業科目を履修し、又は他大学院若しくは研究所等において研究指導を受けることができない。

(修士論文の提出)

第16条 学生は、修士課程に1年以上（優れた研究業績を上げたと認められる者については、9月以上）在学し、第5条に定める授業科目について第7条に定める履修方法により30単位以上を修得し、又は修士論文を提出する日の属する学年末までに修得することが確実であり、かつ、必要な研究指導を受けなければ、修士論文を提出することができない。

(最終試験)

第17条 最終試験は、修士論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年8月4日から施行する。

別表 1

区 分		科 目	単 位
専 門 教 育 科 目	講 義	分子機能形態医科学特論 A (分子細胞機能学)	1
		分子機能形態医科学特論 B (分子発生遺伝学)	1
		神経機能形態医科学特論 A (形態解析科学)	1
		神経機能形態医科学特論 B (機能制御解析科学)	1
		神経病態医科学特論 A (神経病理学)	1
		神経病態医科学特論 B (神経内科病態学)	1
		循環器病態医科学特論 A (循環器調節制御学)	1
		循環器病態医科学特論 B (循環器病態制御・再生機能医科学)	1
		腫瘍病態医科学特論 A (発がん機構解析学)	1
		腫瘍病態医科学特論 B (腫瘍病理病態治療学)	1
		生体機能センシング特論	1
		認知光学特論	1
		生体材料学・医用工学特論	1
		「食と健康」特論	1
		分子創薬特論	1
		社会環境医科学特論	1
		保健医療行政特論	1
	医療情報特論	1	
	専門演習	医科学演習	2
	セミナー	発達期医科学	1
思春期医科学		1	
老年期医科学		1	
女性医科学		1	
Neuroscience Seminar Molecular Lifescience Seminar		1 1	
特別セミナー	特別セミナー	1	
専門 関連 科目	講 義	再生医学特論 神経科学特論 Medical Oncology Medical Immunology	1 1 1 1
共 通 教 育 科 目	講 義	医科学概論	1
		分子生命科学特論	1
		医学生命倫理学概論	1
		医科学研究法概論	1
		応用言語学	1
		医科基礎統計学	1
		医療安全管理学概論 未病システム学概論	1 1
特別研究 科 目		特別研究 I	4
		特別研究 II	8

